昭和52年2月15日 規 約 第3号

(共同設置する地方公共団体)

- 第1条 滝川市、中空知広域市町村圏組合、中空知衛生施設組合、滝川地区広域消防事務組合、空知 教育センター組合、石狩川流域下水道組合及び中・北空知廃棄物処理広域連合(以下「関係地方公 共団体」という。)は、共同して公平委員会を設置するものとする。
 - (名称)
- 第2条 この公平委員会は、滝川市ほか6組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。 (事務局)
- 第3条 公平委員会の事務所は、滝川市大町1丁目2番15号滝川市役所内に置く。

(委員の選任方法)

- 第4条 公平委員会の委員は、滝川市長が滝川市議会の同意を得て選任するものとする。
- 2 滝川市長は、前項により選任された委員の氏名及び経歴を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(事務職員)

第5条 公平委員会の事務を補助する滝川市の職員の定数は、関係地方公共団体の長が協議して定めるものとする。

(負担金)

- 第6条 公平委員会に関する関係地方公共団体の負担金の額は、第7条にかかるものを除き、関係地 方公共団体の長がその協議により決定しなければならない。
- 2 関係地方公共団体は、前項の規定による負担金を滝川市に納付しなければならない。
- 3 前項の負担金の納付の時期については、関係地方公共団体の長がその協議により定める。 (特定の事務に要する経費)
- 第7条 関係地方公共団体のうち、特定の地方公共団体が専ら当該地方公共団体のために公平委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該地方公共団体は、これに要する 経費を前条第1項の規定による負担金とは別に、滝川市に納付しなければならない。

(公平委員会に関する滝川市の予算)

- 第8条 公平委員会に関する滝川市の予算は一般会計とし、関係する科目に計上するものとする。 (公平委員会に関する滝川市の決算報告)
- 第9条 滝川市長は、公平委員会に関する決算を滝川市議会の認定に付したときは、当該決算を関係 地方公共団体の長に報告しなければならない。

(条例、規則、その他の規程)

第10条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係地方公 共団体の長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分取扱い)

第11条 滝川市長は、公平委員会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則 その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係地方公共団体と協議しなければ ならない。 2 前項の規定による条例、規則その他の規程を滝川市が制定し、又は改廃したときは、関係地方公共団体の長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第12条 滝川市長は、公平委員会委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合に おいては、あらかじめ関係地方公共団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会の担任する事務に関し必要な事項は、関係地方公共団体の長が協議して定める。

附則

- 1 この規約は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 関係地方公共団体の長は、この規約施行の際現に効力を有する第11条第1項の規定による滝川 市の条例、規則、規程を公表しなければならない。

附則

この規約は、平成12年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成13年11月21日から施行する。

附則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附則

この規約は、平成22年3月5日から施行する。